

令和 6 年 9 月定例会 県土整備委員会（事前）

令和 6 年 9 月 9 日（月）

〔委員会の概要 県土整備部関係〕

梶原委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。（10時52分）

これより県土整備部関係の調査を行います。

この際、県土整備部関係の 9 月定例会提出予定議案等について理事者側から説明を願うとともに、報告事項があればこれを受けることといたします。

【提出予定議案等】（説明資料）

- 議案第 1 号 令和 6 年度徳島県一般会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 2 号 令和 6 年度徳島県港湾等整備事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 6 号 徳島県県土整備関係手数料条例の一部改正について
- 議案第 7 号 徳島県港湾施設管理条例の一部改正について
- 議案第11号 令和 6 年度県単独道路事業費に対する受益市町負担金について
- 議案第12号 令和 6 年度県営都市計画事業費に対する受益市町負担金について
- 議案第13号 令和 6 年度県単独砂防事業費等に対する受益市町村負担金について
- 議案第14号 令和 6 年度港湾建設事業費に対する受益市負担金について
- 議案第16号 一般国道438号道路改築工事一ノ瀬トンネルの請負契約の変更請負契約について
- 議案第17号 日和佐小野線緊急地方道路整備工事恵比須浜トンネルの請負契約の変更請負契約について
- 議案第18号 徳島県鳴門総合運動公園野球場改築工事のうち建築工事（3）の請負契約の変更請負契約について
- 議案第19号 徳島県鳴門総合運動公園野球場改築工事のうち建築工事（1）の請負契約について
- 議案第20号 徳島県鳴門総合運動公園野球場改築工事のうち建築工事（2）の請負契約について
- 議案第28号 令和 5 年度徳島県流域下水道事業会計決算の認定について
- 報告第 1 号 徳島県継続費精算報告書について
- 報告第 4 号 令和 5 年度決算に係る資金不足比率の報告について
- 報告第 6 号 損害賠償（道路事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

【報告事項】

- 徳島駅北口設置に係る車両基地移設検討事業の中間報告について（資料 1）
- 令和 6 年台風第10号に係る県土整備部関係の被害状況について

朝田県土整備部長

それでは、今議会に提出を予定いたしております県土整備部関係の案件につきまして、御説明申し上げます。

お手元の県土整備委員会説明資料の 2 ページの目次を御覧ください。

御審議いただきます案件は、まず、令和 6 年度 9 月補正一般会計・特別会計予算といたしまして、歳入歳出予算、継続費、繰越明許費、債務負担行為、その他の議案等といたしまして、条例案、受益市町村負担金、変更請負契約、請負契約、徳島県流域下水道事業会計決算の認定、継続費精算報告書、資金不足比率の報告及び専決処分の報告でございます。

3 ページを御覧ください。

一般会計の歳入歳出予算総括表でございます。

この度の補正予算につきましては、持続可能で強靱な県土づくりの実現に向けた社会基盤整備を推進するための事業費を計上しております。

それでは、表の下から 3 段目、左から 3 番目、補正額の欄に記載しておりますとおり、県土整備部合計で 46 億 8,339 万 6,000 円の増額をお願いしております。

その右隣の計の欄には、補正後の額を記載しておりますが 663 億 5,884 万 9,000 円となっております。

また、補正額の財源につきましては、右の財源内訳欄に括弧書きで記載しております。

4 ページを御覧ください。

特別会計でございます。

今回、特別会計の補正はございません。

5 ページを御覧ください。

このページから 12 ページにかけましては、補正予算に係る課別の主要事項説明となっております。

まず、県土整備政策課でございます。

災害復旧応急対策事業費として 3 億 5,000 万円の補正をお願いしております。

6 ページを御覧ください。

高規格道路課でございます。

国直轄事業負担金として、合計 4,601 万 1,000 円の補正をお願いしております。

7 ページを御覧ください。

道路整備課でございます。

緊急地方道路整備事業費として、15 億 2,000 万円の補正をお願いしております。

8 ページを御覧ください。

都市計画課でございます。

公園整備事業費など、合計 17 億 4,400 万円の補正をお願いしております。

9 ページを御覧ください。

河川政策課でございます。

国直轄事業負担金として、1 億 348 万 1,000 円の補正をお願いしております。

10 ページを御覧ください。

河川整備課でございます。

広域河川改修事業費など、合計 1 億 7,700 万円の補正をお願いしております。

11 ページを御覧ください。

砂防防災課でございます。

総合流域防災事業費など、合計8,530万円の補正をお願いしております。

12ページを御覧ください。

港湾政策課でございます。

港湾海岸保全施設整備事業費など、合計6億5,760万4,000円の補正をお願いしております。

13ページを御覧ください。

既に御承認を頂き、事業を実施しております一般会計における継続費の変更についてでございます。

都市計画課の鳴門総合運動公園野球場改築事業につきまして、令和6年度の進捗状況に伴い、年割額や財源を変更しようとするものでございます。

14ページを御覧ください。

このページから22ページにかけては繰越明許費でございます。

繰越明許費を早期に設定することにより、適正な工期を確保し県土強靱化と建設現場の働き方改革をより一層推進するため、この度繰越明許費の設定をお願いするものでございます。このうち21ページまでは、一般会計といたしまして、今回、新たに御承認をお願いする事業の翌年度繰越予定額を記載してございます。

21ページを御覧ください。

表の最下段、右から2列目の翌年度繰越予定額の欄に記載のとおり、道路整備課ほか7課の合計欄につきましては172億6,000万円となっております。

22ページを御覧ください。

特別会計でございます。

表の最下段、右から2列目の翌年度繰越予定額の欄に記載のとおり、港湾政策課につきましては1億800万円となっております。

23ページを御覧ください。

債務負担行為でございます。

港湾政策課の県単独港湾整備事業工事請負等契約につきまして、債務負担行為の限度額の変更をお願いするものでございます。

24ページを御覧ください。

その他の議案等でございます。

このページから25ページにかけては、（1）条例案でございます。

ア、徳島県県土整備関係手数料条例の一部を改正する条例案につきましては、建築基準法及び地域再生法の一部が改正されたことに伴い、手数料を定める等の必要があることから、所要の改正を行うものでございます。

25ページを御覧ください。

イ、徳島県港湾施設管理条例の一部を改正する条例案でございます。

受益者負担の考え方の下、当該港湾施設の占用又は使用の許可を受けている者から、国有資産等所在市町村交付金に相当する金額を徴収することを定めるものでございます。

26ページを御覧ください。

（2）受益市町村負担金でございます。

このページから31ページにかけましては、道路整備課、都市計画課、砂防防災課、港湾政策課が所管する事業について、事業の実施を予定しております市町村ごとに、事業内容、事業費、負担金、事業費に対する負担金の割合を記載しております。

これらの事業につきましては、地元市町村と事前に十分協議をした上で実施しておりますので、御理解いただけますようお願いいたします。

32ページを御覧ください。

このページから34ページにかけましては、（3）変更請負契約でございます。

ア、一般国道438号道路改築工事一ノ瀬トンネルの請負契約の変更請負契約、33ページに移りまして、イ、日和佐小野線緊急地方道路整備工事恵比須浜トンネルの請負契約の変更請負契約でございますが、これらの工事につきましては、インフレスライドに伴う契約金額の変更の御承認をお願いするものでございます。

34ページを御覧ください。

ウ、徳島県鳴門総合運動公園野球場改築工事のうち建築工事（3）の請負契約の変更請負契約でございますが、工期及び設計単価の変更に伴う契約金額の変更の御承認をお願いするものでございます。

35ページを御覧ください。

このページから36ページにかけましては、（4）請負契約でございます。

ア、徳島県鳴門総合運動公園野球場改築工事のうち建築工事（1）、36ページに記載のイ、徳島県鳴門総合運動公園野球場改築工事のうち建築工事（2）の請負契約でございますが、一般競争入札により、それぞれ資料に記載の共同企業体が落札いたしましたので御承認をお願いするものでございます。

37ページを御覧ください。

（5）令和5年度徳島県流域下水道事業会計決算の認定についてでございます。

これは、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定を頂くため、今議会に提案するものでございます。

なお、この事業会計の決算の概要につきましては、さきの6月定例会におきまして御説明させていただいたところでございます。

38ページを御覧ください。

（6）徳島県継続費精算報告書についてでございます。

このページから39ページにかけましては、令和3年度から令和5年度にかけて継続費を設定いたしました色面トンネル新設事業ほか2事業につきまして、精算額を報告するものでございます。

40ページを御覧ください。

（7）令和5年度決算に係る資金不足比率の報告についてでございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、港湾等整備事業特別会計と流域下水道事業会計の二つの事業会計について、令和5年度決算に係る資金不足比率を御報告するものでございまして、両会計とも資金不足額は発生しておりません。

41ページを御覧ください。

資金不足比率の議会への御報告に先立ちまして、同法の規定により県監査委員による審査をお願いしております。

その結果、次の42ページに記載しております資金不足比率審査意見書の第5、審査の結果及び意見欄にございますとおり、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正なものとしてお認めいただいております。

44ページを御覧ください。

専決処分の報告についてでございます。

道路事故の損害賠償額の決定及び和解に係る専決処分の報告について記載しております。

美馬市などで発生しました道路事故5件につきまして、それぞれ記載の賠償金額で和解が成立しましたので専決処分を行ったものでございます。

以上で、提出を予定しております案件の説明を終わらせていただきます。

引き続き、2点御報告させていただきます。

資料その1を御覧ください。

第1点目は、徳島駅北口設置に係る車両基地移設検討事業の中間報告についてでございます。

1ページを御覧ください。

6月定例会で御報告いたしました、徳島駅北側エリアへのアクセス手法の検討案について、それぞれ全体事業費、工期、整備効果などをお示ししております。一番左、A案は徳島市南部の牟岐線沿いへの基地移設、鉄道高架、グランドレベルでの自由通路設置を行う、平成18年度に採択された計画の事業費を見直したもので、事業費は約800億円となっております。B1案は、徳島市南部の牟岐線沿いへの基地移設、跨線橋形式での自由通路設置を行うもので、事業費は約160億円から170億円となっております。B2案は、車両基地移設を行わず、跨線橋形式での自由通路設置のみを行うもので、事業費は約20億円から40億円の試算額を見込んでおります。

資料の2ページを御覧ください。

続きまして、車両基地移設の検討案として、車両基地の高さについて、基地への施設配置や車両接続が可能であることを条件に、高架下の利用が可能となる高さ、事業費がより安価となる高さの検討を行い、1.5mから5.5m程度を範囲として、高さが最高となる高架橋構造、最低となる盛土構造につきまして、事業費や工期、にぎわい創出や東西のアクセス性の観点からの評価などをお示ししています。

今後、旧徳島市文化センター跡地へ車両基地を移設するとした鉄道高架事業の事業費や工期、費用対効果を11月定例会でお示しできるよう、事業化に向けた検討を進めてまいります。

第2点目は、資料はお配りしてございませんが、令和6年台風第10号に係る県土整備部関係の被害状況についてでございます。

さきに危機管理部から御報告いたしましたとおり、9月3日、那賀川沿いの国道195号那賀町日浦において山腹崩壊が発生し、同日午前6時30分から全面通行止めを実施し、現在、迂回路として、対岸の町道により、4t車までに制限して通行を確保しております。

また、現時点で公共土木施設につきましては、県及び3市2町1村合わせて12か所の被害の報告を受けており、関係者と緊密に連携し災害復旧等に向けた準備を進めてまいります。

報告事項は以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

梶原委員長

以上で説明等は終わりました。

これより質疑に入ります。

それでは、質疑をどうぞ。

庄野委員

今の説明で、盛土形式で基地を造って遮音壁となっているのですけれども、車両を引き込むのに1.5m程度の盛土で引き込めるのですか。

確か前に聞いたのは、こちらの左側の図の高架化では約5.5m程度になっていて、盛土1.5mにして車両を引き込んでくるというのは、かなりの高さにしないといけないと聞いていたのですけれども、これはどういうことなのでしょうか。

桂野まちづくり室長

ただいま庄野委員から、盛土の高さ1.5mについて、車両を導けるのかという御質問を頂きました。

これにつきましては、基地の高さを約1.5m程度とさせていただいておりまして、鉄道高架本線の高さというのは、現況のところから車両基地のほうに施工中は引き込むというのと、あと出来上がりの鉄道高架の高さ、上がってそれからまた引き込むまでの高さで検討しておりまして、1.5mという高さまでであったら、最低大丈夫だというところで検討しております。

庄野委員

今聞いてもよく分かりませんが、1.5m程度の高さにして、例えば道がアンダーパスになっている部分があると思うのですが、鉄道高架にして1.5mで引き込めるということなのでしょうか。よく分からないのです。

桂野まちづくり室長

ただいま庄野委員から、完成時の鉄道高架の高さから盛土の1.5mのところまで引き込めるのかという御質問を頂いております。

それにつきましては、今検討している中で、出来上がりのところから1.5mまで引き込めるというところで検討しておりまして、結果1.5mの高さまでは大丈夫という検討になっております。

先ほどアンダーパスのお話も質問の中でありましたように、アンダーパスも解消できる高さを、今検討しているところでございます。

庄野委員

国道192号のアンダーパスは解消できるのですか。

桂野まちづくり室長

ただいま庄野委員から、国道192号のアンダーパスの解消はできるのかという御質問を頂きました。

これにつきましては、現在検討しておりまして、その結果を11月には御報告できるかと考えております。

基本的にはアンダーパスは解消できるような方向で、今検討を進めております。

庄野委員

そうしたら、高架というか、基地の高さを5.5m程度にしなくても、柱を付けて1.5m程度でも大丈夫ですか。盛土1.5mで大丈夫だというのなら、何もその横に5.5mもの巨大な高架施設を造るというふうにしなくても、いいことはいいんですね。

桂野まちづくり室長

ただいま庄野委員から、基地の高さが1.5mの場合におきまして、高架橋構造でも施工できるのかという御質問を頂きました。

それにつきましては、盛土と高架橋構造と比較しますと、高架橋構造が費用が高くなるというところもございまして、現在のところ、1.5mの高さだと盛土構造が有利だと考えております。

庄野委員

前に聞いたのですが、鉄道高架を実現して、皆さん方が考えている車両基地に引き込んでいくためには、かなりの高さを確保しないと引き込めないと聞いたのですが、それは引き込めるということですか。高架にしても、1.5mあったら十分に引き込んでくることができるということなのですか。

桂野まちづくり室長

ただいま庄野委員から、鉄道高架完成時に1.5mの基地の高さまで引き込めるのかという御質問を頂きました。

これにつきましては、当然引き込める高さとして、最低1.5mから5.5m程度までは可能であろうと現在検討しております。

庄野委員

私も十分理解できないのですが、それだったら、このような高架構造にするということは、この下を使おうということで、少々高いけれど高架にしているのですか。

桂野まちづくり室長

ただいま庄野委員から、高架橋構造につきまして御質問を頂いております。

この高架橋構造につきましては、5.5m程度の高さを確保できるということで、高架下の空間を活用でき、盛土構造に比べると、それがメリットであると考えておりまして、その活用事例なども今回、資料で説明させていただいております。

庄野委員

私は、前にお聞きしたときに、かなりの高さを確保しないと車両を引き込んでくることができないというような理解をしていたので、5.5m ぐらいの高さにしないと駄目なんだと捉えていましたが、その理解は間違いだったのですね。

桂野まちづくり室長

引き込む際に車両基地の高さをある程度確保しなければいけないということにつきましては、現在検討しておりまして、この結果、最低1.5mから5.5mの範囲であれば引き込めるという結果になっております。

庄野委員

1.5mから5.5mってかなり幅があります。4mも幅があるでしょう。それなら1.5mにしたほうが工事費が安いではないですか。別にこれだけの高さにしなくても、安い分でなぜ出してくれないのですか。高架下を使おうと思って何か下にもいっぱい出しているけども、これは本末転倒というか、有識者に私は聞いたのですが、こんなところに、例えば下にいっぱい入ることができるスペースを造っても、見解の違いがあるかも分かりませんが、例えば徳島駅前のアミコビルをはじめ、いろんな空間がありますが、本当に寂れていっているばかりなのです。

1.5mで引き込めるという計画であつたら、そんな高いお金を使ってわざわざ下にスペースを造るって、事業からしたら本末転倒ではないですか。お金が幾らでもあるのならいいのですが、私はそう思います。

新聞を読むと、高架をする場合の用地はJ R 四国が取得する場合の費用30億円も含んでいるけれども、工期は五、六年程度の見込みで、国、県、徳島市、J R 四国の4者の費用負担割合の結果がまだ整理できていない。用地は県有地のまま、J R 四国に割譲も考えられると。結局、J R 四国は多分お金がそんなにないと思う。だから、結局この分も県がかなりの負担をして支出することが考えられます。

それと、私も過去に何回も言ったのですけれども、車両基地を持ってこようとしているところは、将来的に県市協調のホールができるから、県の施設、市の中央公民館と福祉センターなんかも、中に入っている四つの団体全て、入居していた方々も退いてもらっているのです。

そういうことも含めて、もう少し丁寧に市との協議をした上で、こういうことを出さないと。お金にしても、徳島県にいっぱいあるのだったらいいのですけど、この計画なら、1.5mで済むのだったら1.5mでしたらどうですか。何か私は、下にスペースを作りたいがためにこれを出してきたような感じがするのです。車両基地の工期も5年から6年でしょう。鉄道高架事業なんかも大体20年ぐらい掛かるって聞いています。

今日は、5mから6mぐらい底上げしなければ鉄道高架には引き込みはできないと僕が思っていた、聞いていたのが間違いだったことがよく分かりました。ですから、1.5mかさ上げしたらできるということですね。皆さんの考えているアンダーパスも解消して、鉄道高架を実施できるということなのですね。

桂野まちづくり室長

ただいま庄野委員から、基地の高さを約1.5m確保できれば、鉄道高架事業を進められるのかという御質問を頂きました。

今回の検討は中間報告でございまして、車両基地の高さを考えたときの最低高、最高高は、今回の検討で分かったところでございます。

それで、最高高と最低高で構造を考えると、高架橋構造、盛土構造というところまで今回は分かったところでございます。

庄野委員がおっしゃられるように、費用が高架橋構造のほうが高くなるというところでございます。今後、11月議会を目指しまして、先ほど部長からもお話がありましたように、鉄道高架も含めまして、全体の工事費、また費用対効果等をお示ししてまいりたいと考えております。

庄野委員

事前委員会なので、これで置いておきますが、県と市との基本協定が今も現存している中で、結局、丁寧にやっているようには思えません。終わります。

梶原委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で県土整備部関係の調査を終わります。

これをもって県土整備委員会を閉会いたします。（11時23分）